

告 示

埼玉県告示第百二十八号

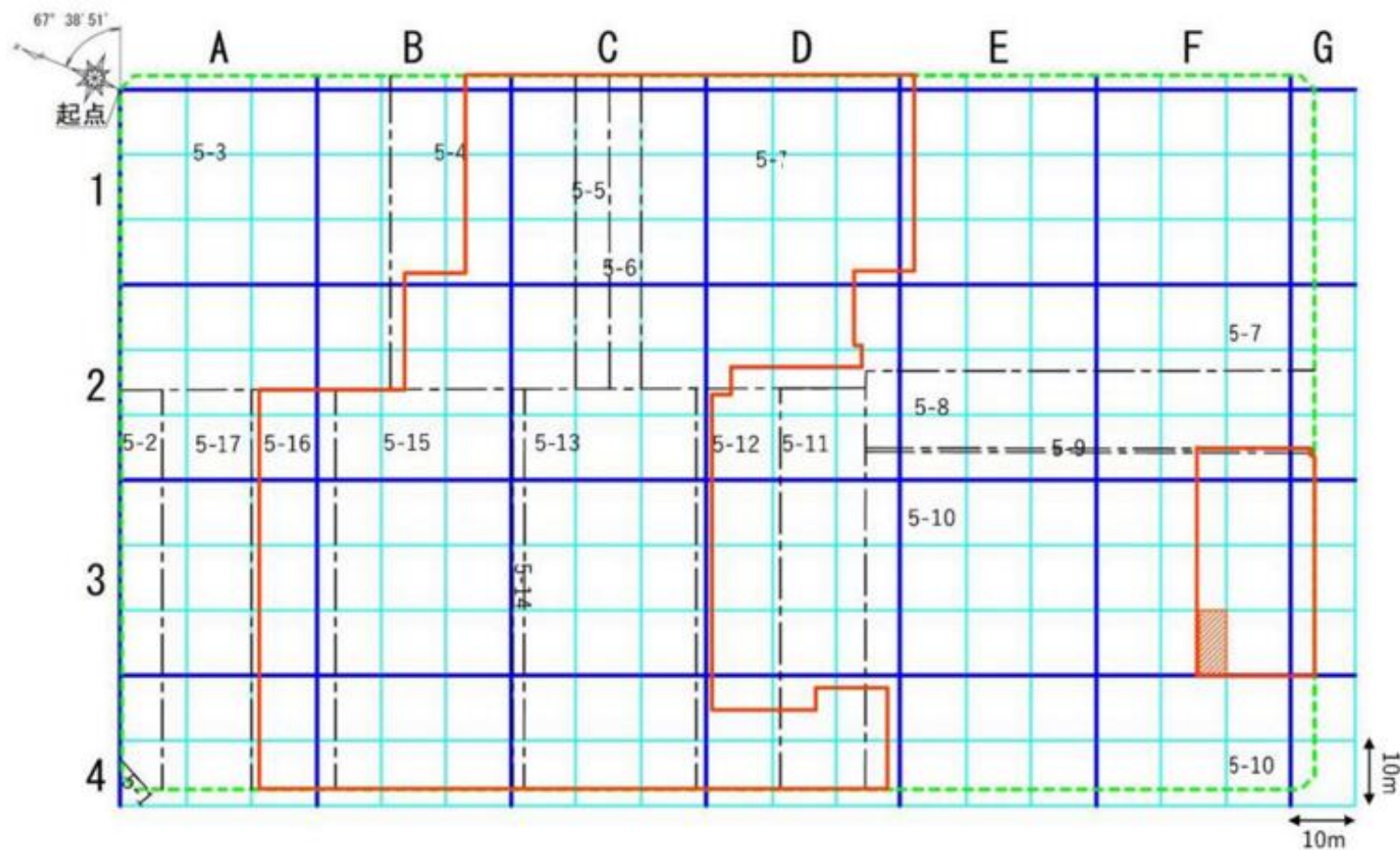
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県入間市狭山台三丁目五番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【起点】
起点は入間市狭山台三丁目5番3の最北端とする。

【格子の回転角】
67° 38' 51\"

- 凡例
- 敷地境界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 地番境界
 - 形質変更時
要届出区域
 - 変更範囲